

第 14 回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時	平成 23 年 10 月 28 日 (金)	10 時 00 分 ~ 11 時 23 分
開催場所	高知城ホール 2 階 中会議室	
参加者	(委員) 根小田渡委員 (委員長)、橋本誠委員、金子努委員、戸田文友委員、 高村禎二委員、中越利茂委員、森永洋司委員、武田裕忠委員 (高知県) 田村林業振興・環境部長、大野林業振興・環境副部長、 國吉森づくり推進課長、渡辺企画監 (分収林改革担当)、 稲垣総務福利課長	
司 会	森づくり推進課 松尾	

(司会)

ただ今から、第 14 回高知県森林整備公社経営検討委員を開催させていただきます。

本日、司会を担当させていただきます、森づくり推進課の松尾です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程なんですけれども、お手元の会議次第のとおりでございます。

続きまして、資料の確認なんですけれども、資料 1 としまして「高知県森林整備公社の経営改革プラン (案)」、それから資料 2 としまして「他府県林業公社の分収割合変更の取組状況について」、それともう 1 点、第三セクターの損失補償契約が適法だということ昨日最高裁の方の判決が出ています、その新聞記事でございます。資料の方は以上でございます。

それでは、ここからの司会を根小田委員長にお願いしたいと思います。根小田委員長、よろしくお願いいたします。

1、報告

金融機関との繰上償還にかかる協議状況について

(根小田委員長)

はい。委員の皆さま、お忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。

前回の委員会では、公社の分収林の分離・分割による経営方針の具体的な見直し案について、事務局の方から土地所有者へのアンケート及び森林組合等事業者への聞き取り調査の結果を報告していただきました。

その結果、分離・分割の方向性については、新たな契約変更による見直しというのがべ

ストではないかということだったのですが、もちろんそれに限定するのではなく、それぞれの実態に即して、可能な部分から速やかに実行していくという方向性を確認いたしました。

そういう、これまでの検討結果、今後の方向性を含めまして、本日以降は森永、橋本両委員に最終的なこの委員会の報告書のたたき台を作っていただいて、この委員会で検討をするということになっております。

本日の議題に入る前に、まず最初に事務局の方から報告事項といたしまして、金融機関との繰上償還にかかる協議の状況及びその他、もう1件あるようですが、報告をお願いいたします。よろしく。

(事務局)

先ほど委員長の方からご説明いただきましたとおり、2点、事務局の方からご報告をさせていただきますと思います。

1点目は、政策金融公庫関連の報告でございます。

委員長の方から簡単に説明いただきましたとおり、前回の委員会で、公社の分収林の分離・分割は可能性の高い手法であると。特にこの中でも、民間事業体への経営移管については有力な方法との取りまとめをいただいたところでございます。

ただ、この方法を取り入れていくためには、長期有利子負債の繰上償還が可能になるということが前提になりますことから、このスキームにつきまして、日本政策金融公庫と協議を重ねてまいりました。この件につきまして10月19日でございますが、日本政策金融公庫の方からこのスキーム、すなわち「一旦分収造林契約を解除して、土地所有者等民間事業体と森林整備公社の新たな契約を締結する、こういったスキームについては契約変更該当すると判断したため、繰上償還の対象とはならない。検討を重ねた最終結論だ」との回答がありました。

今後も国に働きかけ等を通じまして、粘り強く繰上償還交渉は継続していきますが、相当の期間を要すると考えられます。この件につきましては、改革プランの作成をお願いしております森永委員、橋本委員にもご報告をし、このことを踏まえた改革プラン案として取りまとめをしていただいております。

また事前に、根小田委員長を始めまして各委員の皆さまには、ご説明をさせていただいたところでございます。

それと2点目でございます。

先ほど司会の方から資料の説明がありましたように、本日10月28日の毎日新聞の切り抜きでございますが、この三セク債の損失補償が適法だという判決があったという記事でございます。

これは、長野県安曇野市が出資します三セク会社「安曇野菜園」の負債につきまして、金融機関等の損失補償契約の件で、一部の住民が「このやり方は無効」という、そういう

主張にかかる裁判でございました。東京高裁では「損失補償が違法だ」という判決が出ておったんですけども、上告をして、最高裁では「適法であり、これは制限法の規定を類推適用してただちに無効と解釈するのは相当ではない」という、そういう判決があったということでございます。

私からの報告は以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。今の事務局の方の報告に対して、何かご質問等ございませんでしょうか。

これは、今の最高裁の裁判の結果、これでいくと、例えば県が公社の借り入れについて債務保証をしていることについての違法性を問われる可能性が小さくなった、ということですか。

(事務局)

そういうことではないかと思えます。政策金融公庫からの借り入れにつきましては、平成18年度が最後でそれ以降はやってないんですけども、それまでにやった損失補償がございますので、それを履行するという事になった場合に、委員長がおっしゃられたようになろうかと思えます。

(金子委員)

私もこれを今日、今始めて見てちょっとびっくりしているというか、良かったなあというところが率直な感想でございますけども。

今、委員長のご指摘があったように、県の契約自体、損失補償契約自体が違法ではないかということが問題になっていたわけで、そこが違法とされる可能性は、この最高裁の判例で低くなったのかなというところを思っております。

他方、これによって県が責任を、損失補償契約に基づいて負うという部分の、法的な根拠付けが強くなったのかなということでございますので、損失補償契約ということを前提に、改革というか、負担をいかに少なくしていくかというところに焦点を置いて考えていく必要があるのかなと思っております。以上です。

2、議事

(1) 「改革プラン」案の検討について

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。

その他、この事項に関してございませんでしょうか。よろしいでしょうか、それでは議

事の方に入っていきます。

この委員会、すでに 14 回になりますが、第 5 回検討委員会からこの委員会の報告書の素案というのを、議論してきているわけですけれども、主に公社の現状認識、窮状の原因分析等に考え得る対応策の検討の部分、主にその部分になりますが、その点の基本線を確認する必要があったんですけれども、いろんな委員の事情もありましたし、検討委員会が年度を越えて延長になりましたので、決算等のデータも最近の直近のものに変更しなければなりませんので、というそういうこともありますので、改めて報告書の素案の今までの部分の内容を確認しておく必要があると思いますので、その点について事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、資料 1 でございます。

修正につきましては、森林整備公社にも事実誤認がないかどうかを確認をしながら、森永委員と橋本委員にお願いをしてこの修正をしてございます。

まず表紙の表題の報告書（素案）が「高知県森林整備公社の経営改革プラン（案）」ということで修正させていただいております。

そして内容の修正でございますが、これまで委員会で議論をお願いいたしました 1 ページから 41 ページまでの修正部分を説明させていただきますが、主な修正といたしましては、先ほど委員長の方からありましたように、8 ページを開けていただきますと、8～9 ページでございますが、「木材価格」等々、プランに記載されております数値部分を、平成 22 年度の最新数値に移行の部分につきましても改めさせていただきました。ここの修正部分につきましては、黒枠で分かるようにしています。

そして、これまで委員会で議論をしてきた内容につきましては、ほぼ変更はございませんが文言修正とか加筆部分がかなりございます。このうち特に説明が必要な部分につきまして、要点を説明をさせていただきます。

ずっとめくっていただきまして、32 ページをお願いいたします。

上の 2 項目目でございますが、「採算林と不採算林の区分」に、「経済林と非経済林の区分」を加えたという部分を加筆しています。

そして 32 ページの下の方でございます、下段の方に 10. 2. 1. 2 「DES の利用」と、それと 33 ページの 10. 2. 2 の「県の支援による繰上償還」という、中ほどにございますが、ここの部分はもともと 35～36 ページに項目があったものを、武田委員からご指摘がございまして、項目を手前に繰り上げしています。内容的には変更はございません。

そして次に、38 ページの中段のちょっと下に、10. 5. 1 「将来の投資に見合う物件に集中投資する」というのと、その下に「不採算林を中心とした分離・分割の推進」という項目。この不採算林を中心とした分離・分割の推進は前回の委員会まで議論をして、有力な方法としてまとめていただきました。それを加えたということと、あと E ランクの山等

を土地所有者に返還することを含めた分離・分割ということのまとめがございましたので、その記述を加えたというところがございます。

そして40ページ中段に、「分収割合の見直し」というところがございます。ここは内容的には変わらないですけれども、本日ご議論をいただきたい部分でございまして、文言修正をしております。

以上が修正の主な箇所でございます。

(根小田委員長)

はい、今の事務局の方の説明に対するご質問等、ございませんでしょうか。

ページでいうと、41ページ辺りまでのことについて言っていたんですね。

(事務局)

はい。41ページまでにつきましては、第5回の委員会からずっと議論をしてきた内容でございます。

(根小田委員長)

分かりました。

最終的にどういう全体の報告書の内容、構成をどういうふうにするかというのはまた議論をいただくこととなりますので、あとの方でまた気がついた点等ございましたら出していただければと思います。

それでは最終的な、今後の経営改革の方向性といいますか、今までのいろいろな検討を踏まえたまとめ、それについて森永委員と橋本委員にお願いしておりましたので、森永委員の方から説明をお願いできますでしょうか。

(森永委員)

はい。ではご説明させていただきます。42ページからでございます。

「中間報告書」を策定いたしまして、それを受けまして、お手元の「経営改革プラン」というのを策定したということでございます。

それで43ページですけども、具体策を書いてございます。「現状・課題」につきましては、もう皆さま方、この会で認識いただいておりますので、現状と課題につきましては省略させていただきます。

43ページの間部分ですけど、それを受けまして1.2「今後の方策と担うべきあり方」といたしまして、5つ加えております。

1つが、「公社の有利子負債」につきましては、県民負担の軽減の観点ということから速やかに繰上償還することが望ましいということでございますけれども、先ほどお話がありましたように、繰上償還する場合は政策金融公庫さまとか、それから金融機関の承認、

いろいろありますけど、乗り越えるべきハードルがありますから、この課題を、すぐにはできないと思いますけれども、継続的に解決する方向でやっていく必要があると思います。

それから2番目といたしましては、「事業手法の見直し」ということで、先ほどお話にありましたですけれども、不採算林の分離・分割が有力な方策であるということです。

それを受けまして、どうするかということなんですけれども、これまで公社が担ってきました分収林事業の役割というのを、地域の実状に精通した森林組合等の林業事業体に移管していく手法とかということを進めていくということで、将来利息の軽減と公社経営のスリム化、あるいは地域の林業事業体の育成、あるいは経営の安定ということにも寄与していくことが、かなり有力な手法となると思います。

それから4番目といたしましては、分離・分割が困難な分収林につきましても、可能な限り事業を行う森林組合等の民間事業体に対しまして、年間契約ではなくて、一定期間お任せをするということで分収林の管理を委託することによりまして、公社の事業費及び人件費の圧縮・削減につつまして努めることが必要であるということです。

それから、「公社の運営体制」につつましても、5番目にありますけれども、理事長、それから理事の選出方法、あるいは経営責任の明確化、それから理事会の活性化、それから実情・実態に合わせまして経営計画等、実績値のモニタリング経営の実施、あるいは監事の役割強化ということに取り組むことによりまして、経営の透明化・適正化を求めていくということでございます。

次のページですけれども、具体的な「改革プランの基本方針」ですけれども、中ほどに書いていますが、県民負担をこれ以上増やさないということの観点から、事業活動収支の黒字化の早期達成とその継続が重要であることはもちろん、今後は資金を有効に使いまして、その投資に見合う事業を行う必要があります。そのためには、現在対象となっている山林を投資に見合う山林と、それから採算には合わない山林とに明確に区分しまして、それぞれの山林に対しまして経営をスリム化していくということが必要になります。

それから、公社経営のスリム化をやりまして、経費削減を目指しまして、可能なものから分収林の分離・分割に取り組む必要があるということです。

それから「一方」というところですが、造林地所有者の意向等によりまして、分離・分割が困難な分収林につきましても、可能な限り、単年度で発注していたものをある程度の一定期間、森林組合等の民間事業体に分収林の管理委託を行うということで、事業手法の見直しに積極的に取り組む必要があると。

こういうことを踏みまして、結果、森林組合等につつましては、継続的に事業を行うことができるということが可能になると思います。

それで3番ですけれども、「具体的な取り組み」ということで、3. 1は「森林資産の査定」、もう一度再精査を行うということで、区分につつましてはAからEの5ランクを設定いたしまして、それぞれの森林を分けていくということをやっていくということです。

「A」ランクにつつましては、既往の投資額、それから今後投資する額が全額回収が見込

まれるという団地をAランクといたします。

それから「B」につきましては、既往の投資額の50%以上の額が回収できる。それから、将来の投資額につきましては全額の回収が見込まれる団地であって、A以外の団地ということでBという設定をしております。

それから「C」につきましては、既往の投資額の25%以上が回収できる。それから、今後の投資額の全額の回収が見込まれる団地ということで、AからB以外の団地ということで、Cという位置付けでございます。

それから「D」は、現在までの投資額は回収できないけれども、将来の投資額の全額は回収が見込まれるということの団地であって、AからC以外の団地ということで、Dという位置付けでございます。

それから「E」は、もう全く採算が取れないという団地でございます。

以上5ランクに分けて、上の表によりまして、「A」の区分を採算林、「B」から「E」の区分を不採算林として定義付けるということです。

それから、既往投資額を除きまして、将来投資額以上の収益が見込める「A」から「D」の区分は経済林といたしまして、「E」の区分は非経済林として定義を付けます。

それぞれの方針がございますけれども、経済林につきましては、単年度収支の黒字額の範囲内で森林整備事業を行うとございますけれども、その場合も優先順位は「A」から、以降「D」という順番にして、それぞれ、内容につきましては優先順位を付けるということです。

ただし、作業道をつけること等によりまして費用対効果を勘案いたしまして、実際の場合、優先順位のと通りの整備に合理性を欠くと判断される場合はこの限りではないということでございます。

それから、国、県の有利な補助事業導入によりまして、公社負担が伴わない事業を積極的に導入しまして、事業経費の削減につなげることが重要であるということです。

それから、「B」から「E」の区分の森林につきましては、森林の持つ公益的機能の継続的な発揮にも視点を置きまして、経済性・採算性だけではなく、公益性・公共性を重視した森林として位置付けることが重要であるということでございます。

それから、「E」の区分の森林につきましては、無償譲渡又はその立木の時価評価等で造林地所有者に返還することを検討すべきであるということでございます。

それから、3.2は「事業手法の見直し」ということで、現在までは公共性を重視しまして「民間ではできない仕事」を公社の方でやっておられましたけれども、採算性が重視されない事業手法は、効率あるいは人材育成・確保の観点から見ても改めていく必要があるということで、事業手法を見直す必要があるということです。具体的には、先ほど申しましたことと重複しますけれども、「不採算林を中心とした分離・分割の推進」を行うということでございます。

それと、次の表でございますけれども、具体的な「分離・分割方法」でございますけれ

ども、大きく分けまして3つの方法を提示しております。1つ目がいわゆる解除ということ。それから、2つ目が造林地所有者の土地及び森林所有権の、おおむね40%になっていますけれども、これを買っていきと。それから、3番目が経営移管ということでございます。

当初は、先ほどのお話にもありましたように、経営移管というのが有力な手法ではありませんけれども、繰上償還というのが前提になってきますので、これにつきましては先ほどのご説明のとおり、政策金融公庫さまが難色を示しているということなので、直ちに実行はできないと思われましても、時間をかけてやっていく必要があると思います。

それで、前後いたしますけれども、まず最初が「契約解除」ということです。この契約解除につきましても、2つの場合を考えています。

まず、「無償譲渡」あるいは「有償で造林地所有者に返還」又は「民間林業経営体に売却」をしていくということで、具体的にはEランクの公社森林所有権、おおむね60%の所有権がありますけれども、これを造林地所有者に無償譲渡あるいは有償で返還していくということでございます。

それから、Eランク以外の公社森林所有権、これは造林地所有者あるいは民間林業経営体に売却をしていく。

それ以外につきましては、契約延長等が困難な団地につきましては、原契約に基づき皆伐を行い契約を満了していくということでございます。

それから2番目の、「造林地所有者の土地及び森林所有権（40%）の買い取り」を行っていくと。で、3通り考えています。

1つが「第三者への売買あつせん」ということで、売却を希望する造林地所有者の土地及び森林所有権につきましては、第三者、これは具体的には民間林業経営体あるいは個人ということ想定しておりますけれども、売買をあつせんしていくということ。

それから「公共団体等への寄付」、これは公共団体への寄付を希望する造林地所有者への対応をしていくと。

それから3つ目が、「環境林等として地方自治体が購入」していただくということで、国の補助事業を活用いたしまして、地方自治体、具体的には県とか市町村が購入をしていただくということです。

3番目が「経営移管」ということで、2つ考えています。

1つが、「森林組合等民間経営体へ分収林経営を移管」ということで、造林地所有者の同意及び経営の受け皿の確保ができた地域から順次経営を移管していくと。

それから、もう1つが「SPC」です。「公社及び民間経営体の出資会社に分収林経営を移管」していくと。これは公募型で、プロポーザルで経営体を決定していくと。それで民間経営体の出資につきましては、民間経営体が造林地所有者の土地及び森林所有権、毎年負担していたのですけれども、これを買っていき、現物出資することが条件ということでございます。

それから事業手法の見直しということで、2番目が「民間事業体への分収林管理委託の推進」ということで、これにつきましては民間事業体が管理委託を行っていくということです。

次は47ページでございますけれども、3番「分収割合の見直し」ということで、現在6：4、60%：40%の契約になっておりますけれども、経営環境あるいは経済環境が変わってきておりますので、これを維持していくということは、今後赤字が増えていくということの一因になりますので、分収割合の見直しが大きな課題。できる方法できちんとやっていくということが望ましいと思います。

それで、今年の7月に実施しましたアンケート調査によりますと、76%の方が割合で、現状の分収割合の維持を希望していると。これは当然かも分かりませんが、一方で、約14%の造林地所有者が分収割合の見直しにも理解を示していると。それで、この辺りに解決の糸口があるのかなと思います。これを改善していく必要があると思います。

それから3.4ですけど、「人件費の圧縮・削減」について、公社さまの経営につきましては、支払い利息を除きまして管理費の大部分が人件費になっております。これは赤字経営の中、なるべく圧縮あるいは削減するということが当然必要になってくると思われまます。それにつきまして、事業縮小あるいは事業・組織の効率化によりまして、人員の削減あるいは賃金制度の見直しを検討する必要があると思われまます。

それから3.5は、「プロパー職員の採用」ということで、後継者の育成、組織の新陳代謝という、いわゆる今在職しておられます3名のプロパー職員の方々はいずれも50歳以上でありまして、今後退職されていくということで、新しい分収林事業への取り組みを進める上では、この公社経営の事業のノウハウを身に付けていただきまして、効率的な経営を行うためにも、早急に若手のプロパー職員を採用する必要があると思います。

それから4番は、最大の懸念であります「有利子負債」でございますけれども、これは早期圧縮ということです。それにつきましては、解消策を考えていく必要があるということでございます。

先ほどお話にもありましたように、政策金融公庫さまの方から、繰上償還というのは分収造林契約を解除して契約変更となるということで、繰上償還を認めないという回答が出ておりますが、先ほど新聞の記事でもありましたように、これに関連いたしまして最高裁の判決が「第三セクターの損失補償は適法である」と言われておりますので、これを受けまして十分法的な考慮をしていただき、第三セクター等改革推進債の活用も検討し、今後、繰上償還の財源にするということも考えていく必要があると思います。

それから、48ページでございますけれども、「経営責任体制の明確化」とありまして、理事さんにつきましては高知県、関係市町村、森林組合連合会等の責任ある立場の職員が就任されておりますけれども、実質的には形式的な就任になっている懸念がありまして、その解消が喫緊の課題であるということでございます。

この現状を打開するために、最高責任者である理事長の公募等による民間からの選任、

あるいは理事等につきましても外部有識者や造林地所有者代表等の委嘱について検討すべきであると思います。

また公社経営は、公金を投入した公的事業体としての性格を有しておりますので、この中で安易な経営は許されないということで、今後、経営改善計画につきましてその進捗状況、あるいは問題点改善につきましてモニタリングしていく必要があると思われま

す。それから6番目は、以前から話題になっております「全国統一の新会計基準」が適用された場合の財務状況の透明性確保ということで、平成23年3月に新会計基準が策定されたということで、この適用時期は平成23年度決算からとなっておりますが、この基準で平成21年度決算を試算いたしますと、森林資産評価額が、現在の帳簿価額の279億円余りに比べまして、277億円に劣化しているということで、結果として、差し引き2億円弱の債務超過に陥っていることが明らかになっております。

そういうことを受けまして、事業の透明化あるいは会計の透明化をはかり、それで改革の準備をしていくことが必要であると思われま

す。それから、7番目が「新公益法人への移行」ということで、公社の方は平成25年11月末までの5年間の移行期間内に、新法人への移行をする必要があるということで、具体的には公益社団法人と一般社団法人の2通りの移行の仕方がありますが、早急に新法人への移行方針を決定する必要があると思われま

す。最後、「当委員会としての示す方向性」ということで載せております。公社の分収林事業というのが、国が拡大造林政策の一環として支えてきたものでありますけれども、材価の低迷であるということ等で、ビジネスモデルが現在は破綻をしているということでございます。それで、この責任につきましては国が背負う部分も多いということで、他府県との状況を踏まえまして連携を強化して、国にその責任を求めていく努力は今後も怠るべきではないということでございます。

当委員会としましては、分収林事業というビジネスモデルが破綻した中で現在の公社経営状態を黙認し、また放置すれば、ますます県民負担が増大する懸念があると判断いたしております。

それにつきまして当委員会は、公社に対しまして、先ほどありました1～7までのお示ししました経営のスリム化、あるいは公社経営の経営責任体制の明確化など、公社の経営改革に早急に取り組むことを求めるとともに、債権者に対しましては債権放棄を含めまして支援を要請し、造林地所有者に対しましては分収林の分離・分割、あるいは民間事業者への管理委託や、分収割合の見直しにつきまして理解と協力を粘り強く求めるなど、行いまして、将来収支の改善処理を的確に実施するなどの抜本的な経営改革を求めることとしております。

全国一の森林率を誇る本県の豊かな森林資源は県民共有の大切な財産であり、公社の再生を通じまして、その森林が持つ公共性を持続的かつ健全に維持することが重要不可欠であるということで、県の方はその重要性を再認識していただきまして、長期的視野に立っ

た森林林業行政の推進を図ることによって、所期の目的を果たすことを大いに期待するものでございます。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

森永委員に説明していただきました、今後の経営改革プランの総括的なまとめの部分について、すぐご意見等を伺いたいのですが、その前にちょっと念のために、先ほどの政策金融公庫の繰上償還の対象という話がありました。それと我々の、この委員会での検討の方向性の一つとして、将来にわたる県民負担を軽減するということが一つの大きな意味合いだと思うんですね。その点から考えて、公社を廃止して県営化するということになることは繰上償還の対象になるわけですね、そういうことでしょうか。

それで今、委員会としては、抜本的な経営改革をやって存続するという方向でまとめるんだけれども、県民負担の軽減という観点から考えたときに、念のために公社を廃止して県営化するよりも、やはり、今我々が考えている経営改革をやって存続していくという方向の方がベターだという、その点をちょっと基本的な認識を最初に確認しておきたいのですが、事務局の方はいろいろ考えられていると思うので、その点をちょっとコメントをいただきたいです。

(事務局)

はい。先ほど委員長の方から、公社の廃止と存続ということについての確認ということでございます。事務局の方もこの検討委員会にあたりましてはいろいろとシミュレーションをさせていただきました。

ご承知のとおり、平成21年の11月18日からこの検討委員会を開催しまして、公社の存廃を含めて様々な視点から検討を加えていったというふうに承知しております。そして、先ほどございましたように、平成22年9月10日に「抜本的な経営改革等を前提に存続」という中間報告を取りまとめていただいています。

これは平成22年の8月24日の第7回の検討委員会におきまして、お手元の、今ある資料1の報告案をちょっとお開きいただきたいですけれども、25ページから29ページまでにあります、公社の廃止も含めましたいろんなシミュレーション、公社改革案を比較検討した上で、公社を廃止した場合のメリットよりもデメリットが大きいということで、29ページの最後の方に「小括」という形でいただいたことが、中間報告の根拠になっているということでございます。

事務局の方で試算した数値も含めまして、補足説明ということになりますが、させていただきます。

仮に公社を廃止をいたしまして、県営林化したメリット・デメリットということでござ

いまして、メリットといたしましては、有利子負債、これが一括償還ができると。そうしますと、将来利息の軽減効果が約 25 億円ございます。

また推計値でございますけれども、公社を廃止した際に第三セクター等改革推進債というのを活用したとしますと、約 4 億円ほど特別交付税が入ってくると。この前提条件といたしましては、まず平成 24 年度の 11 月で日本政策金融公庫の約定償還がストップして、25 年に三セク債を使って 26 年から県営化した場合の仮の数値ということで、ご認識をいただきたいと思います。

それともう一つのメリットといたしましては、県営林化したら既存の県営林と一体になりますので、一元的な管理ができるという、そういうメリットがあるということでございます。

一方、公社を廃止をした際には、県の債権放棄とか損失補償、これが前提となるわけでございますが、この際のお金の費用負担になってくるんですけれども、毎年 2 億 2,000～3,000 万円くらい特別交付税が入ってきています。これは、公社に貸し付けているお金の利息とか元金にかかる特別交付税です。これが公社が廃止になると入ってこなくなる。これが先ほども言いましたように、毎年 2 億 2,000～3,000 万円くらいございます。これがなくなるということです。

そのほかに、損失が確定するまでに約定償還を停止して 10 ヶ月かかりますので、そういった場合の遅延損害金、これが 14.5%あるんですけれども、そういう遅延損害金の支払いとか。

あと県営林化したということになると、公社に代わって県がその山の管理をしなければならないという、そういった費用負担の問題。

そして県営林化するということになりますと、土地所有者と県営林にしますよという交渉が発生しますので、そういった費用とか人的な労力、そういうものがあります。

これはあくまでも、仮というシミュレーションでございますけれども、金額的には公社を廃止した場合には、廃止しないで仮に存続する場合よりも約 10 億円ほど、廃止した場合の方が経費負担が増加をする可能性があるという、事務局としてのシミュレーションをしているということでございます。

このように経費とか人的体制面で、これまで以上の負担を強いられる恐れがあるということとか、事業の質が確保できない、山の管理が十分にできない恐れがあるというようなことで、やはり報告案で小括をしていただいておりますとおり、メリットよりもデメリットの方が大きいのではないかなど、事務局としてのシミュレーションではそのようになっているというところでございます。

事務局からの補足説明でございます。

(根小田委員長)

はい、今の点について委員の方、よろしいですか。何か。

ご存じだったら付け加えていただいたらいいんですけど、他の県で公社を廃止して県営化をするという県がありますよね。そういう県の場合は、今事務局がおっしゃったように抜本的経営改革をやって存続するよりも、県営化した方がかえってコストがかかるんだということを承知の上で、そういう方向性が分かっているんですかね。

(事務局)

解散予定の公社が、青森県、それから栃木、茨城、群馬、この辺りが25年くらいに解散の方向で今検討しておると。数値的なシミュレーションというのは、出てきてないので把握出来ておりません。

(根小田委員長)

実態が違うので、一概に言えないことだとは思いますがけれども。

高知県の場合は、事務局の方は大体そういうふうを考える、そういうふうに見ているということですね。

(事務局)

はい、そうでございます。

(根小田委員長)

別にこの委員会の基本方針が変更するというような話ではありませんので。念のために、確認のために説明をいただきました。

先ほど、森永委員に最終的なまとめの部分を説明いただきましたが、ご質問・ご意見等ございましたら。

最初の事務局の報告にもありましたが、事業手法の見直しの45～46ページ辺りの部分ですね、3つの分離・分割の方法。この3番目の方法については、結局、繰上償還の対象にしないというのが日本政策金融公庫の方針であるわけです。この方針については、かなり固いんですかね。そういう方針が変わる可能性は小さいですか。その辺は分からないわけ。

(事務局)

事務局の方から簡単に補足説明をさせていただきましたとおり、政策金融公庫の方には、そういった分収造林事業の背景も含めて、もちろん向こうもご承知です。そういう説明もして、契約変更案もすべてお出しをして説明をした上で、政策金融公庫の方としては、公庫さん側の弁護士等とも相談をして、これが最終結論だと先ほども説明をさせていただきましたように、そういう話がございました。

そういうことになりますと、真正面から政策金融公庫に交渉に行ってもなかなか厳しいのかなど。やはり国、総務省、林野庁等を通じまして働きかけをします。そういうやり方

で粘り強く交渉していくしかないのかなというふうなことでございます。

すぐに繰上償還 OK、という状態ではないというふうに考えております。

(根小田委員長)

ただこの場合、そういう繰上償還の対象にしないと、政策金融公庫はね、当面。けれども契約変更はやるということになるんですか、流れとして。繰上償還の見通しがあるのが前提なんですか、3番目は。

(事務局)

経営移管というのは、ご承知のとおり、公社が今やっておるのを経営主体をそっくり移すというやり方で行っていただきました。

これは、繰上償還をすれば、年間1ha当たり20万円程度、将来利息は軽減できるというご説明もさせていただいたのですが、そういうやり方ではなくて、46ページの②にございますように、経営移管ではなくて経営管理の委託、これは県が先行してやっております、これをまず進めると。これは可能でございます。

ただし、契約はそのまま残りますので、繰上償還はできません。今公社がやっておる管理を例えば5年くらい、地元の森林組合さん等にお任せをします。そういうやり方を進めながら、仮に繰上償還が認められるようになれば、いわゆる分収林の管理委託から経営委託の方に変えていく、そういう協議を地元の森林組合さんとか民間の事業者さんにさせていただくと。

そういった当初のスキームからいくと、ちょっとやり方を変えさせていただいた方法で、取りあえず管理委託の方から進めていくということ、森永先生、橋本先生とも協議させていただいて、まとめていただいているということでございます。

(根小田委員長)

その管理委託をするということは、繰上償還の対象にはならない、その辺のメリットはないにしても、公社にとってこの②のメリットというのはどういうふうに考えられるのですか。

(事務局)

まず、事務量が相当減ると思います。単年度、単年度で請負方式で行いますと、その都度、設計から始めて施工管理等々の業務が発生しますが、それとか補助金の受け入れ等々の業務があります。

そういった業務を基本的に、最初発注する時には当然あるのですが、できるだけ地元の事業者に行っていただくと。公社はそういった業務量の削減、いわゆる公社の組織のスリム化にもつながるようなメリットがあります。

もう一つは、下の方にも書いてございますように、地域の林業事業体も例えば5年くらい長期管理委託をしたら、自由に森林組合のやり方で自由に施業ができるし、山の付加価値も上がっていく可能性が高いと。

何よりも、5年くらい森林組合さんがやるということになると、その間仕事ができるし、いわゆる雇用の場の創出にもつながっていくということで、この公募型プロポーザル方式の分収林管理委託という方法は、公社にとってもスリム化につながるし、地元にとっても仕事ができるし、山の一元管理ができて付加価値も上げていくことができるんじゃないかなという、そういったメリットがあるのではないかとということでございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

私の理解は進みましたが、森林組合の方の委員の方、そういう考え方でよろしいですか。そういうふうにお互いにメリットがあるのではないかと、事務局は言いましたけど。

(中越委員)

なお、面的なボリュームが上がっていきますよね。民間の森林管理だけじゃなくて、公社の分も。

(根小田委員長)

その面はありますよね。

その他委員の方、まとめの案に関してご質問等ございませんか。

それではもういっぺん、47 ページですか、分収割合の見直しの方ですね。この部分については山の所有者との関係で、なかなかいろんな困難な問題もありそうな気がするんですが、この辺の実施の可能性とか方向性とかいうことに関連しまして、全国的な何かこの点についての取り組み状況について、もしご存じでしたら事務局の方から。

(事務局)

はい、資料2ということで、「他府県林業公社の分収割合変更の取組状況について」という資料をお回ししております。

資料2のワンペーパーでございます。

内容的には今37公社、全国にございまして、いわゆる分収割合の変更を含めた契約変更には20公社が取り組みをしています。各公社の取り組み状況と言いますか、進捗状況はまちまちではございますし、分収割合につきましても公社60：所有者40を70：30とか、多いところでは公社が90で所有者が10とか、いろいろ取り組みはまちまちではございますが、半分以上の公社が分収割合変更の取り組みを開始しておるという状況にございます。

100%というのは、なかなかこの公社もないですけど、市町村有林については、全て変

更した会社があるということでございます。

それと、他県の聞き取りの総括のところの（４）を見ていただきたいですけれども、会社の契約変更の割合、分収割合の変更に取り組むだけではなくて、分収契約期間の延長と、そういった部分もセットで交渉している会社が多いと。全体の割合で言いますと、期間延長と分収割合のセットで交渉しておる会社と、期間延長だけをやっておる会社の割合が２：１くらいということでございます。

ご承知のとおり本県は、契約延長の方を先行して取り組みました。現在、約 75% くらいが契約延長に同意をいただいている状況でございます。この場合、難しいのは 1 回契約延長の交渉をして、さらに分収割合の変更のお願いに行かないかんという、そういった厳しい部分がございますが。

それとか、一部なんですけれども、分収割合の変更にあたって、土地所有者に若干有利な条件を付けて、やった会社もでございます。例えば、間伐収入を他県の会社で全部会社がいただく、というような契約をしておる会社があったようでございますが、分収割合の変更をするにあたりまして、間伐収入についても会社が全部取るのではなくて、分収割合どおりに土地所有者にも分配をするというような条件を付けて、契約変更に臨んだ会社も若干ではございますけれども、あったということでございます。

ほとんどはお願いの世界で、粘り強く土地所有者に交渉をしながら進めているという状況でございます。

それで、２番目でございますように、７：３でやっておる会社が、やはり全体の 9 会社ということで一番多くて、進捗率 50% 以上の会社が広島、徳島、長崎なんですけれども 3 会社でございます。

そして、８：２に取り組んでおる会社が 6 会社ございまして、これも進捗率 50% 以上は福島、兵庫の 2 会社ということでございます。

それと、９：１という思い切った変更割合に取り組んでおる会社も 3 会社ございますが、進捗はほとんど進んでないといった状況でございます。

以上、他県の状況ということでございます。

（根小田委員長）

はい。前回の所有者に対するアンケート調査、ちょっと記憶に、すぐ忘れてしまうんですけど、その時はどうでしたか。分収割合の変更については、所有者側の反応というか。

（事務局）

一番多かったのは、契約違反という土地所有者の意見でございました。非常に厳しい意見が多かったということで、アンケート結果では 76.3% の土地所有者の方は、現状維持を望んでおると。

こういったような、委員長の方からお話もあつたんですけれども、いわゆる契約時には、

県とか公社からメリットばかりの話があったのに、今さら何だというようなお話もございました。

数十年前ですので、はっきりしたところは分かりませんが、いわゆる公社・県からお願いに行き分収造林契約を結んだケースが、きっと多かっただろうと思うんですけど、一方では土地所有者の方からお願いがあったケースもひょっとしたらあったのかもしれない。そこはちょっと不明の部分もあるんですけど、いずれにしても土地所有者からは非常に厳しい意見が多かったということがございます。

(根小田委員長)

ただ、他県のをしていると、例えば福島県なんかで8：2に変更して、目標は100%で進捗率55%と、結構進んでいるような気がしますね。その進捗率がどういう、これ面積でいっているのか、所有者の数でいっているのかよく分かりませんが。ほかにも兵庫県、広島県、徳島、長崎ですか、その辺なんか見ると、結構なんか進んでいるなという感じがします。

(事務局)

この中で、長崎県は先ほど言いましたように、土地所有者に有利になるような条件、今まで間伐収入を分けなかったものを分けるようにしたということで、いわゆる分収割合の変更がちょっと進んでおる県もあるんですけど、あとの公社はお願いの世界で、いわゆる土地所有者に不利な条件で粘り強く交渉して、ここまで進めたというように聞いてます。

(根小田委員長)

はい、そういう状況だそうです。

(事務局)

それともう1点、先ほども言いましたように、期間延長と分収割合をセットで交渉するというのが土地所有者に理解をしていただく可能性が高いんですけど、本県の場合はそれができないので、厳しい部分があるということがございます。

(根小田委員長)

期間延長とセットでやっているわけ、ほかの県は。

(事務局)

いや、(4)にございますように、例えば50年契約を80年契約にさせてくれと。80年契約にするから管理費用がいるので、分収割合もちょっと見直しさせてくれとか、そうい

った交渉をやった、おそらくそうではなかったかと思うんですけど、そういう公社が多いということでございます。

(根小田委員長)

はい、ほか、委員の方向かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(高村委員)

この分収割合を変更していっている表なんですけど、最終的に全部が移行できなくて、一部は今までのままみたいな状況でもいいとしているのか、それとも全部移行だとか、その辺のところはよろしいですか。

(事務局)

はい、1の最後の(10)に書いてございますように、やはり100%というのは、おそらくどこの県も無理かなと思ってやっていると思います。

不公平感を感じながら交渉を進めているということございまして、やはり声大きいといえますか、そういう土地所有者さんが得をして、理解をいただける土地所有者さんだけ、その不利な変更契約に応じていただくというような、そういった不公平感というのは当然出てくるわけですけども。それでも取り組むことによって少しでも赤字を減らす、そういった取り組みを各県やっておるということではないかと思います。

本県の場合、146億円という将来収支赤字の話を議会で報告させていただいたんですけども、その材価で、例えば7:3、1割公社が余分にもらうようにすれば、約28億円くらい将来赤字の軽減効果がある。全部ですので、それはちょっと無理なんですけれども、少しでも赤字を減らすという取り組みとしては、この分収割合の変更というのは有力な方法だということでございます。

(根小田委員長)

高知県の場合は、間伐による収益は全部公社が取っている。

(事務局)

いや、すべて分収割合に応じてお分けしています。

(根小田委員長)

そうですか。よそのどこかの県は、公社が全部取っていたという話がありませんでしたか。

(事務局)

例えば徳島なんかはそういうやり方で、いわゆる間伐収入は公社が全部もらうという、当初からのそういうやり方でやっておったやに聞いています。

(根小田委員長)

分かりました。ほか何か。

(金子委員)

今の話に関連してなんですけども、やはり交渉なので、ただ分収割合が減りますと言って応じてくれるケースというのは、本当に人がいい人以外はないのかなという気がします。

例えば、経済的なメリットじゃなくても何かしらサービスとか、そういったのが考えられないかなと思って。応じてくれれば、例えばこういうサービスが提供できますとかいうのを工夫してやらないと、なかなか難しいのかなと思ったりしていますけども。

例えばどんなことが考えられるのか分からないですけども、何かしらそういった工夫が必要になってくるんじゃないかなと思いました。

(根小田委員長)

何かそういうことについて考えられること、ありますでしょうかね。何か、組合さんなんかから見て山林所有者にとってメリットという、つまり分収割合の変更をお願いする時に、お土産と言ったらおかしいですけど。

(中越委員)

それはちょっと、すぐに思い当たらないですけど。なかなか難しいですよ、6:4を7:3か8:2に変更してくださいというのは。じゃあ今までの育林というところも、逆に言うたら注文を受けるような仕事になりやせんろかなという。

いわゆる契約延長をして、返って来た場合に再造林というところの担保ができないから、さっき言ったように延長と割合をセットで持っていくとか。でも先行して、延長を先にやっていますよね。

だから、なかなか。今この47ページの、逆に14%という、見直しに理解を示している所有者というのは、市町村とかそういうところが主じゃないですか。

(事務局)

アンケートは、市町村はやっていませんので、おりません。

公社の分収造林契約で市町村というのは、全体の3%弱、2.8%くらいしかありませんので、収支にあまり影響はないと考えています。

(橋本委員)

根本的なことを忘れちゃったんですけど、分収割合というのは最初の収入のところで6：4に分けているのか、差し引きの残った利益のところで6：4に分けるんでしょうか、最終的に。

(事務局)

差し引きとを考えていただいたらいいと思います。買われる方、素材生産業者さんが山を見て、公社の山はこれやったらいくらかと入札をして入れます。ただ、例えば山が1千万円だとしたら、そういう経費を全部引いた額で入札をしておりますので、結果として橋本先生がおっしゃったように、経費を引いた残りの額ということでお考えいただけたらよろしいかと思います。

(橋本委員)

そしたら、赤字だったら所有者に渡す金額はないということですね。

(事務局)

はい。いわゆる山は売れないということになります。

(中越委員)

いや、それは立木の状態での売上の分収ですよ。

(事務局)

基本的にはそうです。

(中越委員)

だから、造林経費なんかは差し引かない。立木の状態での。

(事務局)

まあそうです。そういうことではあります。

(根小田委員長)

そういう伐採とか搬送の経費はどうなるの。

(事務局)

それは、それを見込んで山の値段がついているということです。

(根小田委員長)

見込んで山の値段が付いているわけ、立木の。その割合ですか、分収の。

(事務局)

はい。そういう搬出経費等々は結局買う方が、そういう部分を加味した上で値段を付けておるということです。

(根小田委員長)

そうすると今の橋本委員のご意見はどうなるのかな。

(事務局)

結局、搬出費用等々がこの山はかかるから、ちょっとこれは応札ようせんよ、という山も出てくる可能性があるかと。

(根小田委員長)

その場合はなしですよ、売れない山でしょ。

(事務局)

そうです。

(森永委員)

先ほどの金子委員さんの、分収割合の変更に応じた方のメリットですけど、今考えたんですけど、例えば県税を少し軽減するというのはどうでしょう。

(根小田委員長)

可能でしょうかね。

その他、特にこの場で、特段今すぐ、ありますか。はい。

(武田委員)

今の話はおもしろいと思うんですけど、県税を軽減するというのは直接的に難しいですけど、分収割合を減価した部分を県税の計算上、特別控除にしてあげるという方法はあると思うんですよ。要は医療費控除とかと同じように、県税の計算においては、分収割合を変更してくれた人については、その分は、これ技術的に可能かどうかは分かりませんが、県の対応でできるんじゃないかと思うので、そうしてもおもしろいと思います。

(田村林業振興・環境部長)

ちょっとそれは税の問題ですので、かなり制度的にきちきちの現在、制度になっていま

すので、国との絡みもごございますので、おもしろい提案かなとは思いますが、現実にはなかなか厳しいというか、難しい問題があるのかなというふうに思っています。

なお、検討させていただきたいと思います。

(根小田委員長)

はい、何かありませんか。

(事務局)

1点、森永先生と橋本先生にまとめていただいた報告書の中で、いわゆる三セク債には損失補償が適法だという判断が本日出ましたので、若干プランの中でそれに触れられている部分につきましては修正が必要ではないかなと思いますので、そこはまたご相談をしながら修正させていただきたいということで、ご了解いただきたいと思います。

(根小田委員長)

ほかに、はい、どうぞ。

(橋本委員)

先ほどの分収率を乗じる計算なんですけど、山元立木価格に分収率をかけて土地所有者の分と公社の分に分けてますよね。

(事務局)

はい。

(橋本委員)

ここで、山元立木価格から今まで投資した費用を差し引いてないですよ、これは。差し引いて逆に分収割合を足さない。投資費用を引いて、利益が出たらたくさん配分しますよ、利益が出なかったらごめんなさいという。

(事務局)

ご承知のとおり、今まで投資した金が、莫大なお金でございまして、A ランクの山以外は、おそらく土地所有者にお返しをできるものがないと思います。そういうやり方も確かにあるんですけども。

それとやはり最初の原契約が、分収造林契約が結局、山元価格を6：4で分けるという形になってございますので、そこの交渉も必要になってこようかと思っておりますので、現実的にはちょっと厳しいのかなというふうに考えています。

(田村林業振興・環境部長)

今言ったようなことはあると思いますけど、一つの考え方として、ある意味合理的な考え方かなという気もしますので。ほかの県でも例はないようですけども、そこもちょっと勉強をさせていただきたいと思います。

(根小田委員長)

今の橋本委員の。

(田村林業振興・環境部長)

そうです。

(根小田委員長)

可能性はありますか、その線。

(田村林業振興・環境部長)

契約内容のかなり大きな変更というか、1からの変更みたいな感じになりますので。

(根小田委員長)

かなり投資額の大きいケースが多いんじゃないかと。

(田村林業振興・環境部長)

ええ、そうですね。ほとんどがそういうようなケースだと思いますので、なかなか厳しいというふうには思いますけども、ただ合理的は合理的な考えだ、というふうにも思いますし、そこはなお勉強をさせていただきたいと思います。

(橋本委員)

例えば、契約変更時点の以降の投資分は引くとか、そういうことでもいいんじゃないでしょうか、今までの分は差し引かずとも。

(事務局)

そうですね。

分かりました。ちょっと検討を。分取割合の変更ではなくて、契約変更でそういう形ができないかということですね。ちょっと検討させていただきたいと思います。

(根小田委員長)

その他、いかがですか。

この場で特にご意見・ご質問等ございませんでしたら、また持ち帰っていただいて見ていただいて、もしいろんなご意見やコメントがございましたら、事務局の方へ追って、文書等を出していただくというふうをお願いしたいと思います。

本日いただいたご意見、及び後日事務局の方へ提出していただいたご意見によって、この改革プランのまとめの部分の修正を事務局の方と、またご苦勞さまでございしますが、森永委員、橋本委員の方で調整をしていただいて、お願いしたいなというふうに思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

それとちょっと細かな点で恐縮ですけども、私の感想ですけども、最終的な報告書の形なんですけど、やはり県民の理解を得るとというのが非常に重要だと思いますので、表題はこれでいいんじゃないかと思うんですけども、できるだけ分かりやすい記述・構成にさせていただく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

中の部分は、最終的に目次の部分を付け足す、例えばローマ数字のⅠというのがあるんですけども、最終的には変えていただくんでしょうけども、Ⅰは打ってあるんですけどⅡがどこにもないみたいな形にもなっていますし、その辺ちょっと不揃いな部分もありますので。

僕の印象では、全体が大体5つくらいの部分に分かれていると思うんです。問題の所在・原因分析のところと、考え得る方策・対応策の検討部分と、その検討を経た上で経営改善をして存続するというを確認している部分と、それから当面早急に行うべきこと・あるいは実施したこと、それから最終的に今後の経営改革を具体的にどうするのか。大体5つくらいの部分になると思うので、その辺のところ、県民の方、あるいは外部の人がぱっと見て分かるような形に少し考えていただいたらいいんじゃないかなと。

それと、本論の部分というか、基本的な本論の部分とそれから資料とか注釈の部分ですね、これも少し工夫していただいて、見やすいような形に工夫していただければというふうに思っております。

ちょっとたたき台を作っていた方に注文ですけど、今一度よろしく願いいたします。

それでは、次回の日程等について事務局の方から説明をお願いいたします。

(2) その他

(事務局)

はい。次回の委員会につきましては、各委員さんの方からご意見をいただいた上で、早ければ11月の下旬には修正案のご検討をお願いしたいと考えております。また、日程調整をさせていただきたいと存じます。

そしてまことに恐れ入りますが、今回の改革プランの案のご意見につきましては、11月の14日の月曜くらいまでに、おそれ入りますが、事務局の方へメールで結構でございます。

ので、ご意見をいただけたらと思います。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、分かりました。

追加のご意見ございましたら、11月14日くらいまでをお願いしたいということです。よろしく願いいたします。

次回の会議日程については、また事務局で調整していただいて決めていただきたいと思います。よろしく願いします。

本日の委員会はこれで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでございました。